

## Q&A こんなとき、どうするの…!?

**Q 1** 投票所入場券をなくしたら投票できないのでしょうか？

**A 1** 投票所へ行って「投票所入場券をなくしました。」と係の人に申し出てください。係の人が選挙人名簿と照合して、本人であることが確認できれば、投票用紙を交付してくれます。

\*\*\*\*\*

**Q 2** 住民登録は実家のある相模原市南区にあります。現在、北海道の大学で勉強しているので投票所には行けませんが、どうしたらいいですか？

**A 2** 不在者投票の手続きをすることで、滞在先の最寄りの選挙管理委員会で投票することができます。まずは住民票のある相模原市南区の選挙管理委員会から滞在下宿)先に投票用紙を取り寄せる手続きをしてください。詳しくは、住民票のある南区の選挙管理委員会事務局にお尋ねください。

\*\*\*\*\*

**Q 3** 私は今年の2月に18歳になりました。進学の関係で、今年の4月12日に相模原市中央区から沖縄県那覇市に住民票を移して住んでいます。7月に予定されている参議院議員通常選挙で投票することはできますか？

**A 3** 今までは転出先の選挙人名簿に登録(=住民票の登録期間が3か月以上)されないと国政選挙の投票はできませんでしたが、平成28年2月3日に公職選挙法の一部が改正公布され、転出前の旧住所地(この場合、相模原市中央区)で住民票の登録期間が3か月以上あれば、選挙人名簿に登録されるため、転出前の旧住所地での選挙に投票できることとなりました。

\*\*\*\*\*

**Q 4** 投票用紙が破れてしまったらどうしたらよいのでしょうか？

**A 4** 投票所の係の人に申し出て、新しい投票用紙と取り替えてもらってください。破れたからといって、投票用紙以外の紙などに書いた場合には無効になります。



**Q 5** 友人に「〇〇候補に投票して」と頼まれました。他に投票したい候補者がいるのですが、どうしたらいいですか？

**A 5** あなたは、頼まれた候補者に無理に投票しなくても、ビクビクすることはありません。たとえ友人に義理を欠くことになると、選挙においては、自分の自由な意思で投票することが一番正しいことです。

\*\*\*\*\*

**Q 6** 投票用紙には候補者名または政党等の名称以外に何か書けますか？

**A 6** 投票用紙には立候補している候補者名か国政選挙の比例選挙のときにのように政党等の名称しか書くことはできません。

特定の候補者を応援しているからといって、「〇〇さんガンバレ」など、候補者名以外の文字や記号を書き込むと投票が無効と判定されるおそれがあります。

\*\*\*\*\*

**Q 7** 選挙運動はいつからできますか？

**A 7** 選挙運動は、公示（告示）日に立候補の届出を受理された瞬間から投票日前日までの期間のみ行うことができます。それ以外の期間、たとえば、立候補届出前にする選挙運動は「事前運動」として罰則をもって禁止されています。

\*\*\*\*\*

**Q 8** 選挙運動の期間になると、連日、選挙運動用自動車からスピーカーにより候補者の名前が連呼され、うるさくてたまりません。何とかならないでしょうか？

**A 8** 選挙運動は、「公職選挙法」という法律により、期間や運動の方法が限定されています。候補者が、選挙運動用自動車から拡声機を使い名前を連呼したり、あるいは拡声機を使用して街頭で演説をしたりするのも、法律に基づき候補者ができる選挙運動の方法のひとつであり、音量の規制も特にされておりません。

実際、騒がしいと批判を受けることもあります。候補者にとっては、法律で限られた範囲内で、精一杯有権者に訴えようとしていることでもあり、選挙運動期間中は有権者の方々にご理解をお願いしたいと思います。



**Q 9** 衆議院議員の選挙期間中、候補者の〇〇さんが街頭演説をしていました。演説のあと、〇〇候補者から選挙運動用ピラと名刺をいただきました。写真入でカラー両面印刷の綺麗な名刺です。有名な候補者で、何だか嬉しかったのですが…？

**A 9** 候補者が頒布してもよい文書図画は選挙の種類により定められており、定められている文書図画以外はいっさい頒布できず、名刺は頒布することはできません。

\*\*\*\*\*

**Q 10** 今度の選挙に立候補を予定している〇〇さんが、友人の△△さんと一緒に選挙のあいさつに来ました。

印象の良い人だったので、一票を投じようと思っていますが…？

**A 10** この挨拶行為は「事前運動」に該当します。候補者のイメージだけでなく、選挙公報等で候補者の主義主張をしっかりと確認して、投票してください。

\*\*\*\*\*

**Q 11** どの候補者に投票するか、友人や家族と相談してもいいですか…？

**A 11** どの候補者に投票するかを誰かに相談することは法律でも特に禁止されていませんし、選挙について身近な人と話をすることも候補者を選ぶ目を養ううえで大切です。

なお、投票は、自らの自由な意思により行うものですので、最終的には自分でよく考え、自らの判断で投票する候補者を決めることが重要です。

\*\*\*\*\*

**Q 12** 投票日の日曜日は部活動の試合で遠征しているため、投票には行けません。どうすればいいですか…？

**A 12** 投票日当日の投票は原則として朝7時から夜の8時まで可能ですが、理由があつて投票所に行くことができない場合は、期日前投票の制度を利用してください。

なお、期日前投票所に行った際に、その時点では満18歳に達していない場合は、期日前投票ではなく、「不在者投票」をすることになります。

この不在者投票では、投票した人が満18歳になり、選挙権を有することになった投票日に正式に受理されて、一票として活きることになります。



**Q13** 例えば今日、総理大臣が「衆議院を解散する」といい、衆議院本会議において衆議院議長が解散詔書を読み上げ、衆議院が解散しました。

私は18歳なので、今日から衆議院議員総選挙の準備として、〇〇党のビラを配ったり、インターネットで立候補予定者への投票を呼び掛けたりといった選挙運動をしてもいいですか？

**A13** 選挙運動をすることができる期間は、選挙の公示（告示）日に候補者が立候補の届出を受理された時から投票日の前日までです。

衆議院議長が解散詔書を読み上げても、選挙運動の期間が始まったわけではありませんので、立候補届出の日とその候補者の届出が受理されるまでは選挙運動を行うことはできません。

\*\*\*\*\*

**Q14** 参議院議員通常選挙の選挙運動期間が始まりました。ある候補者への投票を呼び掛けるチラシを配るアルバイトをしてもいいですか？

**A14** 候補者への投票を呼び掛けるチラシ（選挙運動用ビラ）を配ることは、他の者から指示されたとおりに機械的に行ったとしても、一般的には選挙運動となり、満18歳未満の人が行うことは禁止されています。

また、配れる選挙も限られ、配れる場所も街頭演説の場所や演説会の会場内等に限られます。例えば、チラシを有権者の家にポスティングする方法で配ることはできませんので、注意が必要です。

また、チラシを配る者が報酬を受け取ることはできません。公職選挙法では、選挙運動は原則として自発的に無報酬で行うものであるとされており、選挙運動に従事する者に対する報酬は、あらかじめ選挙管理委員会に届け出た次のものを除き、買収罪に当たることとなります。

- ① 選挙運動に関する事務に従事する者
- ② 手話通訳者
- ③ 選挙カーでの車上運動員（ウグイス嬢などとも呼ばれています）
- ④ 要約筆記者（平成28年6月19日後に公示される国政選挙から）

\*\*\*\*\*

**Q15** 同級生から〇〇党の演説会に出るよう強く誘われて困っています。こういうことは認められるのですか？

**A15** 演説会への参加は本人の自由意思で行われるべきものです。強く誘われて困っている場合は、勇気をもって集会に参加する意思のないことを伝えてください。それでも勧誘がやまない場合は、学校の先生等の身近な人に相談してください。

**Q16** 私は18歳ですが、18歳の同級生から「今度、食事をおごるから」とか「宿題を代わりにやるから」と言われ、「その代わりに、〇〇候補（〇〇党）に投票して！」と言われて困っています。このようなことは許されるのですか？

**A16** もし、選挙運動期間外に、あなたに対して同級生が特定の候補者への投票を呼び掛けるような選挙運動を行った場合は、公職選挙法に違反します。

また、同級生があなたに対して、特定の候補者を当選させる目的で、飲食物や労務の無償提供などの財産上の利益（選挙人の心を動かしようとする程度のもので解されています）の提供を申し出ること、選挙人であるあなたに対する利益供与の申込みに当たり、選挙運動期間の内外を問わず、買収罪に問われるおそれがあります。

なお、利益供与を受けた場合、あなた自身も買収罪に問われるおそれがあります。

\*\*\*\*\*

**Q17** 〇〇党のために活動している知人から、部活動の部員名簿に書いてある連絡先一覧を渡してほしいと言われました。知人だから渡してもいいですか？

**A17** 学校（高校、大学等）で作成し、生徒や学生に配布している名簿は、緊急連絡等の目的で作成・配布されているものであり、政治活動や選挙運動のために他人に譲り渡すことを目的としているものではありません。

また、名簿を譲り渡すことで、他の生徒や学生に損害が生じるおそれもあります。このため、名簿に記載されている他の生徒や学生に無断で、名簿を譲り渡すことはできません。たとえ知人の頼みであっても個人情報もしっかり守らなければなりません。

\*\*\*\*\*

**Q18** 若者の投票率が低いと聞いています。学校で普段から選挙の啓発をして投票率を上げたいと思いますが、注意することはありますか？

**A18** 様々な啓発活動を実施することは、若者の選挙への関心を高めるためにも必要なことです。

ただし、例えば、ある特定の候補者や政党だけが有利になるような啓発活動は、その候補者や政党のための選挙運動と認められる可能性がありますので、その啓発活動が選挙運動と誤解されないように、公平かつ公正な啓発活動を心掛ける必要があります。



**Q19** 学校内で選挙運動や政治活動をすることはできますか？

**A19** 授業中や生徒会活動の時間帯は禁止です。

校外では、授業、部活、生徒会活動等の学校と関わりの深い活動を行っているときは禁止となりますが、プライベートの時間等に行う活動は可能です。

時間 場所	授業・部活・生徒会活動時	放課後や休日
校内	<b>禁 止</b>	他の生徒や学生の学習活動に支障のないよう制限又は禁止
校外	<b>禁 止</b>	家庭の理解のもと、自己判断 違法性、暴力的な活動のおそれの高い場合は制限又は禁止

\*\*\*\*\*

**Q20** 公職選挙法の違反を行った場合、20歳未満でも罰せられますか？

**A20** 満20歳未満の者が罪を犯した場合、通常、少年法により、懲役などの刑罰が科される刑事処分ではなく、少年院への送致などの保護処分が適用されることとなります。

一方、満18歳以上満20歳未満の者が公職選挙法違反等の罪を犯し、連座制\*の対象となる場合（候補者の子による買収罪など）には、その罪質が選挙の公正の確保に重大な支障を及ぼすと家庭裁判所が認める場合、原則、保護処分ではなく、刑事処分の対象となります。

なお、満18歳以上満20歳未満の者が公職選挙法違反等の罪を犯し、連座制の対象とならない場合でも、家庭裁判所は、刑事処分の対象とすることができますが、それを決定するに当たっては、選挙の公正の確保等を考慮して行わなければならないこととされています。

◆連座制とは◆

連座制とは、候補者や立候補予定者と一定の関係にある者（秘書、親族など）が、買収罪などの罪を犯し、刑に処せられた場合には、たとえ候補者や立候補予定者が買収などの行為に関わっていなくても、候補者や立候補予定者本人について、その選挙の当選を無効とするとともに立候補制限という制裁を科す制度です。

→ 同一選挙区からの立候補が5年間禁止されます。